週刊WEB
企業経営マガジン
2016
508
12/27

ネット
ジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター　2016年12月22日号

中国経済：景気指標の総点検（2016年冬季号）
～景気は持ち直し成長率に換算すれば6.9％を回復

経済・金融フラッシュ　2016年12月19日号

資金循環統計（16年7-9月期）
～個人金融資産は前年比10兆円増の1752兆円、リスク性資産への投資は進まず

経営
TOPICS

統計調査資料
全国小企業月次動向調査（2016年11月実績、12月見通し）

経営情報
レポート

支援策の活用でビジネスチャンスを掴む！
中小企業支援策の活用ポイント

経営
データ
ベース

ジャンル：事業承継・相続　サブジャンル：遺言書の活用
遺言書の種類
「良い遺言書」のポイント

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

発行：税理士法人　常陽経営

Weekly エコノミスト・レター要旨　2016年12月22日号

ネット
ジャーナル

中国経済：景気指標の総点検（2016年冬季号）

～景気は持ち直し成長率に換算すれば6.9％を回復

ニッセイ基礎研究所

1 ここ数ヵ月の金融マーケットを概観すると、中国人民銀行が基準金利の調整を見送り金融緩和環境を維持する中で、株価は戻り高値を試す展開、人民元は米ドルに対し下値余地を試す展開、住宅価格は最高値を更新する展開となっている。

人民元レート（対米ドル、スポットオファー）

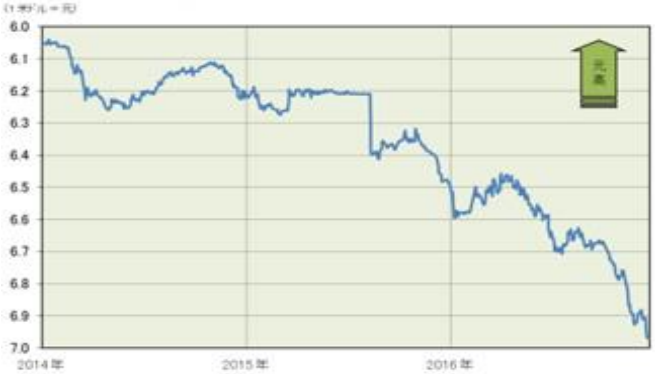

（資料）ＣＥＩＣ（出所は中国外貨取引センター）

2 景気を供給面から点検すると、工業生産は 10-11 月期に前年同期比 6.0%増と、7-9 月期の同 6.0%増と同水準である。12 月の動きは未反映ながらも、既に公表された工業生産を見る限り、10-12 月期の成長率は前四半期と同程度となる可能性が高い。また、不振が続いていた製造業ＰＭＩはここもと急回復しており、非製造業ＰＭＩも引き続き堅調に推移している。

3 需要面を点検すると、個人消費は自動車の販売好調に支えられて堅調だが、インフレ率の上昇で価格要因を除いた実質では伸びの鈍化が目立つ。投資は製造業の不振は続いているもののインフラ関連や不動産業が支えとなって持ち直してきている。輸出は引き続き前年割れだがマイナス幅は縮小してきており、輸出の先行指標も上向いてきている。

4 その他の重要指標を点検すると、電力消費量は今年に入り伸びが回復、貨物輸送量は鉄道・道路ともに回復し始めており、工業生産者出荷価格も約 4 年半に及ぶ下落に歯止めが掛かった。通貨供給量（Ｍ２）が政府見通しの「13%前後」を下回っていることが不安材料だが、投資に結び付くことの多い中長期融資は高い伸びを維持している。

5 景気指標を複数組み合わせた総合指標を点検すると、「李克強指数（修正後）」は今年 2 月を底に緩やかな回復傾向にあり、当研究所で開発した回帰モデルを用いて 11 月の成長率を推計した結果は前年同月比 6.9%増と 7-9 月期の前年同期比 6.7%増を上回った。また、景気 10 指標を集計した「景気評価点」を見ても 11 月は「やや加速」の領域に到達した。

ＧＤＰ推計値（月次）

（資料）各種公表データを元にニッセイ基礎研究所で独自作成

経済・金融フラッシュ要旨　2016年12月19日号

ネット
ジャーナル

資金循環統計（16年7-9月期）
～個人金融資産は前年比10兆円増の1752兆円、リスク性資産への投資は進まず

ニッセイ基礎研究所

1 個人金融資産（16年9月末）：16年6月末比では6兆円増

2016年9月末の個人金融資産残高は、前年比10兆円増（0.6%増）の1752兆円となった（注1）。前年比での増加は3四半期ぶり。年間で資金の流入超過が17兆円あったものの、年前半の株価下落と円高進行によって、時価変動（注2）の影響がマイナス7兆円（うち株式等がマイナス1兆円、投資信託がマイナス4兆円）発生し、資産増加幅を抑制した。四半期ベースで見ると、個人金融資産は前期末（6月末）比で6兆円の増加となった。例年7-9月期は一般的な賞与支給月を含まないことからフローで流出超過となる傾向があり、今回も2兆円の流出超過となった。

注1　2016 年4-6 月期の計数は確報化に伴って改定されている。

注2　統計上の表現は「調整額」（フローとストックの差額）だが、本稿ではわかりやすさを重視し、「時価（変動）」と表記

家計の金融資産残高（グロス）

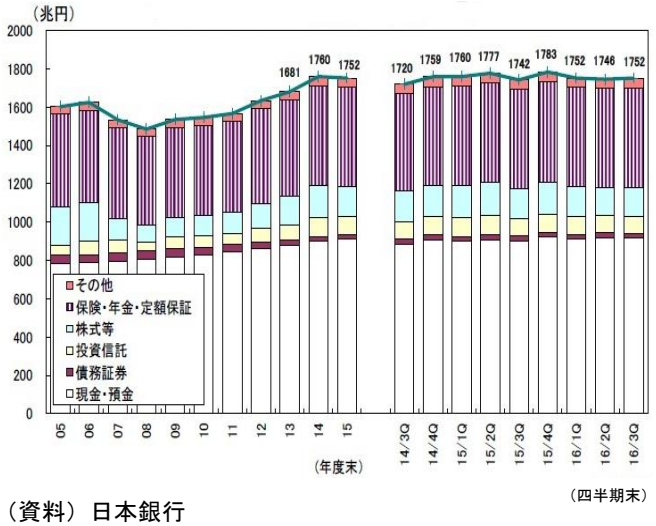

（資料）日本銀行

2 内訳の詳細：株式、投資信託から資金が流出

7-9 月期の個人金融資産への資金流出入について詳細を見ると、季節要因（賞与等）によって例年同様、現預金からの資金流出（取り崩し）が目立っている。ただし、例年の同時期と比べて定期性預金からの流出が進んでいる一方で、流動性預金（普通預金など）からの流出規模が際立って少ないという特徴がみられる。マイナス金利政策導入以降、定期預金金利がほぼゼロにまで引き下げられた影響で、定期性預金よりも、（同じくほぼゼロ金利だが流動性の高い）流動性預金の選好度が強まったためとみられる。

3 その他注目点：企業の現預金残高が過去最高を更新、日銀の国債保有は4割に迫る

16 年 7-9 月期の資金過不足（季節調整値）を主要部門別にみると、従来同様、比較的高水準の収益を維持している企業（民間非金融法人）部門の資金余剰が続いたほか、過不足均衡状態が続いていた家計も明確な資金余剰となった。雇用者数の増加や物価の下落が影響した可能性がある。これら民間部門の資金余剰で一般政府の資金不足を補い、残りが海外へ流出した形となっている。

経営 TOPICS
「統計調査資料」
抜 粋

全国小企業月次動向調査
（2016年11月実績、12月見通し）

日本政策金融公庫　2016年12月20日公表

結 果 の 概 況

小企業の売上DIは、マイナス幅が縮小　～12月もマイナス幅が縮小する見通し～

1 売　上

2016年11月の売上DIは、10月（▲17.9）からマイナス幅が4.2ポイント縮小し、▲13.7となった。12月は、▲5.0とマイナス幅がさらに縮小する見通しとなっている。　業種別にみると、製造業(▲15.5→▲2.0)、非製造業(▲18.5→▲12.9)ともにマイナス幅が縮小した。

2 採　算

2016 年 11 月の採算 DI は、10 月（3.2）からほぼ横ばいの 3.4 となった。12 月は、12.0 と上昇する見通しとなっている。

3 業況判断（2016年実績・見込み、2017年見通し）

2016 年の業況判断 DI は、2015 年からマイナス幅が 2.8 ポイント拡大し、▲9.1 となった。2017 年は、2016 年から 10.9 ポイント上昇し、1.8 となる見通しである。

1 売　上

- 11月の売上DIは、10月からマイナス幅が4.2ポイント縮小し、▲13.7となった。12月は、▲5.0とマイナス幅がさらに縮小する見通 しとなっている。
- 業種別にみると、製造業(▲15.5→▲2.0)、非製造業(▲18.5→▲12.9)ともにマイナス幅が縮小した。12月は、製造業では▲6.7とマイ ナス幅が拡大する一方、非製造業では▲4.9とマイナス幅が縮小する見通しとなっている。
- 非製造業では、飲食店を除く全ての業種でマイナス幅が縮小している。12月は、小売業を除く全ての業種でマイナス幅が縮小する 見通しとなっている。

売上ＤＩの推移（全業種計、季節調整値）

	2015/11月	12月	2016/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
実　績	▲ 16.6	▲ 5.3	▲ 12.7	▲ 10.1	▲ 14.6	▲ 18.0	▲ 20.3	▲ 13.8	▲ 18.4	▲ 19.3	▲ 19.3	▲ 17.9	▲13.7	-
見通し	*▲ 6.5*	*▲ 5.7*	*▲ 4.0*	*▲ 8.1*	*▲ 3.5*	*▲ 6.4*	*▲ 15.8*	*▲ 12.6*	*▲ 13.6*	*▲ 13.3*	*▲ 13.8*	*▲ 8.0*	*▲ 8.9*	*▲ 5.0*

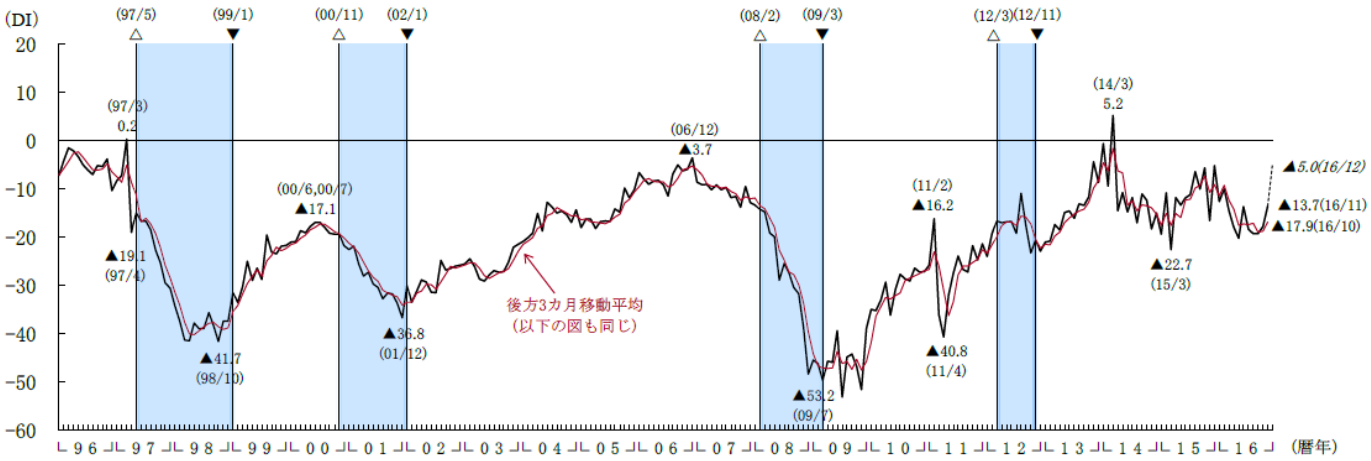

（注）１　DIは前年同月比で「増加」企業割合－「減少」企業割合。
　　２　――――――は実績、……は見通し。斜体は見通しの値を示す。
　　△は景気の山、▼は景気の谷、シャドー部分は景気後退期を示す（以下同じ）。

業種別売上ＤＩの推移（季節調整値）

（見通し）

	2015年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2016年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	*12月*	
製　造　業	▲ 9.7	▲ 12.8	▲ 3.0	▲ 13.9	▲ 15.5	▲ 15.6	▲ 10.6	▲ 12.7	▲ 11.1	▲ 10.5	▲ 14.1	▲ 14.1	▲ 10.9	▲ 16.6	▲ 7.6	▲ 18.0	▲ 15.5	▲ 2.0	*▲ 6.7*	製　造　業
金属・機械	▲ 16.0	▲ 16.5	▲ 8.5	▲ 18.3	▲ 18.9	▲ 17.2	▲ 9.2	▲ 11.0	▲ 15.0	▲ 10.9	▲ 16.3	▲ 13.8	▲ 4.3	▲ 19.7	▲ 2.1	▲ 4.5	0.3	▲ 2.6	*▲ 0.7*	金属・機械
その他製造	▲ 2.9	▲ 8.1	▲ 4.8	▲ 10.9	▲ 11.9	▲ 19.3	▲ 10.9	▲ 13.8	▲ 6.6	▲ 8.0	▲ 8.3	▲ 13.7	▲ 15.2	▲ 12.4	▲ 19.2	▲ 30.4	▲ 28.2	▲ 6.2	*▲ 7.5*	その他製造
非 製 造 業	▲ 12.4	▲ 11.2	▲ 6.9	▲ 9.7	▲ 4.6	▲ 14.5	▲ 5.4	▲ 13.0	▲ 10.6	▲ 15.1	▲ 17.8	▲ 21.5	▲ 14.4	▲ 19.0	▲ 20.8	▲ 19.6	▲ 18.5	▲ 12.9	*▲ 4.9*	非 製 造 業
①卸　売　業	▲ 0.6	▲ 10.0	▲ 9.8	▲ 10.8	▲ 8.9	▲ 12.6	▲ 8.8	▲ 15.5	▲ 7.5	▲ 12.4	▲ 5.7	▲ 24.0	▲ 16.2	▲ 9.6	▲ 4.5	▲ 2.6	▲ 22.5	▲ 9.1	*▲ 2.7*	①卸　売　業
繊・衣・食	2.2	▲ 6.5	▲ 14.5	▲ 8.4	▲ 0.7	▲ 8.8	▲ 9.8	▲ 18.7	▲ 17.1	▲ 21.2	▲ 13.9	▲ 27.6	▲ 32.3	▲ 24.4	▲ 15.1	▲ 2.6	▲ 27.0	▲ 23.5	*▲ 3.6*	繊・衣・食
機械・建材	0.9	▲ 12.5	▲ 6.8	▲ 14.1	▲ 14.9	▲ 19.0	▲ 3.3	▲ 11.7	▲ 0.6	▲ 1.3	▲ 11.7	▲ 17.7	▲ 1.0	0.9	2.7	▲ 4.2	▲ 19.2	▲ 2.3	*▲ 3.6*	機械・建材
②小　売　業	▲ 14.5	▲ 12.8	▲ 8.8	▲ 15.5	▲ 4.6	▲ 24.5	▲ 5.8	▲ 18.5	▲ 21.2	▲ 12.1	▲ 25.7	▲ 21.1	▲ 23.3	▲ 19.4	▲ 23.6	▲ 18.5	▲ 17.4	▲ 1.5	*▲ 1.8*	②小　売　業
耐久消費財	▲ 23.3	▲ 2.5	▲ 1.4	▲ 8.6	▲ 2.2	▲ 15.8	▲ 2.0	▲ 6.4	▲ 22.8	▲ 9.6	▲ 30.2	▲ 18.8	▲ 19.2	▲ 15.6	▲ 16.9	▲ 8.2	▲ 16.9	▲ 6.6	*▲ 5.0*	耐久消費財
非耐久消費財	▲ 12.6	▲ 14.1	▲ 9.8	▲ 16.6	▲ 4.9	▲ 25.5	▲ 7.4	▲ 21.8	▲ 20.6	▲ 13.0	▲ 23.5	▲ 22.8	▲ 23.9	▲ 19.8	▲ 24.4	▲ 20.1	▲ 17.4	0.1	*▲ 0.7*	非耐久消費財
③飲　食　店	▲ 3.9	▲ 13.5	▲ 4.5	▲ 1.3	▲ 2.6	▲ 12.9	▲ 5.5	▲ 8.0	2.0	▲ 9.6	▲ 24.1	▲ 28.7	▲ 29.1	▲ 25.1	▲ 41.4	▲ 32.8	▲ 17.6	▲ 39.9	*▲ 14.9*	③飲　食　店
④サービス業	▲ 20.2	▲ 11.7	▲ 10.9	▲ 10.1	▲ 6.6	▲ 15.1	▲ 6.4	▲ 9.5	▲ 4.8	▲ 17.6	▲ 5.6	▲ 21.6	▲ 2.0	▲ 16.2	▲ 20.4	▲ 18.9	▲ 24.3	▲ 10.5	*▲ 2.9*	④サービス業
事業所向け	▲ 8.1	▲ 13.2	▲ 5.0	▲ 17.0	▲ 19.7	▲ 18.0	▲ 9.2	▲ 7.2	10.0	▲ 16.5	▲ 13.3	▲ 9.4	▲ 10.2	▲ 8.8	▲ 9.4	▲ 16.2	▲ 9.6	▲ 1.1	*0.3*	事業所向け
個人向け	▲ 22.9	▲ 11.7	▲ 11.7	▲ 8.2	▲ 2.0	▲ 16.0	▲ 5.8	▲ 10.4	▲ 7.1	▲ 19.7	▲ 3.3	▲ 25.6	1.7	▲ 18.9	▲ 22.7	▲ 19.8	▲ 28.0	▲ 15.1	*▲ 2.2*	個人向け
⑤建　設　業	▲ 10.6	▲ 4.0	▲ 10.5	▲ 4.8	▲ 6.4	▲ 2.5	▲ 3.1	▲ 8.4	▲ 11.1	▲ 15.0	▲ 16.1	▲ 14.0	▲ 2.0	▲ 22.6	▲ 14.4	▲ 19.3	▲ 16.5	▲ 15.7	*▲ 0.2*	⑤建　設　業
⑥運　輸　業	▲ 13.9	▲ 18.9	▲ 15.5	▲ 33.8	▲ 8.6	▲ 7.5	▲ 1.0	1.2	▲ 13.5	▲ 15.5	▲ 12.5	▲ 7.9	6.8	4.2	8.2	11.1	▲ 4.6	▲ 4.1	*▲ 1.9*	⑥運　輸　業
道路貨物	▲ 20.5	▲ 20.4	▲ 23.9	▲ 40.7	▲ 10.8	▲ 9.2	▲ 1.9	1.9	▲ 19.4	▲ 15.1	▲ 8.4	▲ 0.7	12.0	12.1	11.0	18.2	4.2	▲ 4.6	*0.0*	道路貨物
個人タクシー	2.7	▲ 6.3	26.0	▲ 0.4	2.8	▲ 6.0	5.1	▲ 0.8	▲ 22.9	▲ 5.3	▲ 23.1	▲ 32.2	▲ 23.8	▲ 21.2	7.2	▲ 10.1	▲ 38.2	▲ 9.0	*▲ 19.8*	個人タクシー
全 業 種 計	▲ 11.9	▲ 11.3	▲ 6.5	▲ 10.1	▲ 5.7	▲ 16.6	▲ 5.3	▲ 12.7	▲ 10.1	▲ 14.6	▲ 18.0	▲ 20.3	▲ 13.8	▲ 18.4	▲ 19.3	▲ 19.3	▲ 17.9	▲ 13.7	*▲ 5.0*	全 業 種 計

（注）１　網掛けは、前月から低下した数値。
　　２　季節調整は業種ごとに行っている。

2 採　算

●11月の採算DIは、10月からほぼ横ばいの3.4となった。
●12月の採算DIは、12.0と上昇する見通しとなっている。

採算ＤＩの推移（全業種計、季節調整値）

	2015/11月	12月	2016/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
実　績	3.4	10.6	3.9	6.1	6.3	3.0	▲ 2.1	▲ 1.4	▲ 0.4	▲ 2.0	▲ 1.7	3.2	3.4	-
見通し	*2.4*	*9.3*	*12.0*	*3.5*	*13.9*	*9.0*	*4.1*	*1.9*	*3.6*	*3.1*	*4.8*	*7.5*	*7.4*	*12.0*

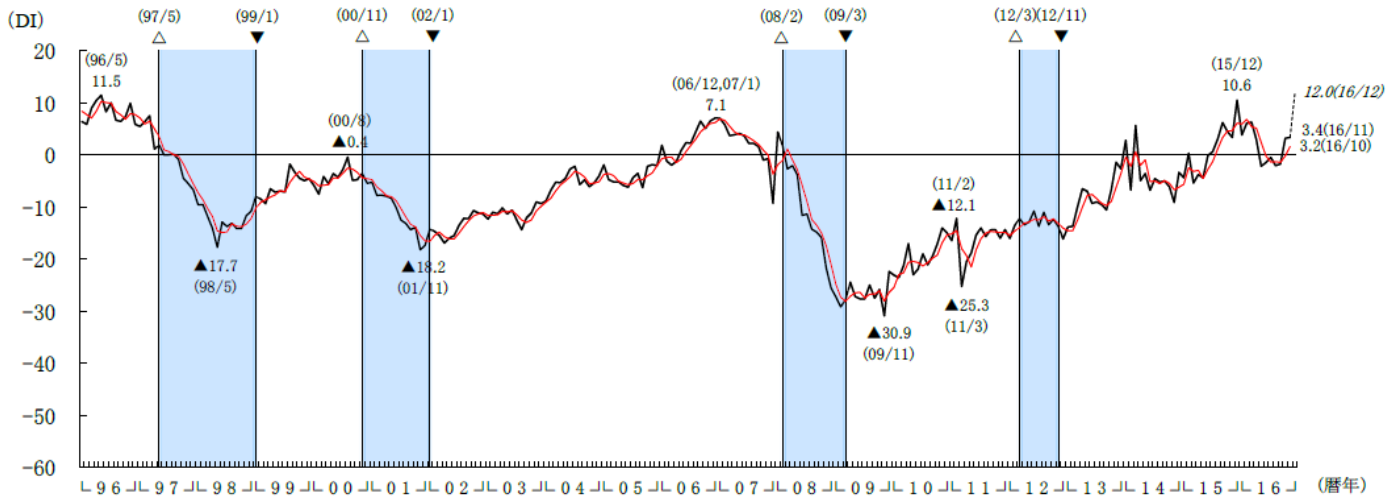

（注）DIは「黒字」企業割合－「赤字」企業割合。

3 業況判断（2016 年実績・見込み、2017 年見通し）

●2016年の業況（実績・見込み）を尋ねた結果、業況判断DI（「改善」企業割合－「悪化」企業割合）は2015年からマイナス幅 が2.8ポイント拡大し、▲9.1となった。2017年は、2016年から10.9ポイント上昇し、1.8となる見通しである。

●業種別にみると、2016年は、卸売業や小売業、飲食店、建設業で低下している。2017年は、全ての業種でDIが上昇する見通し となっている。

業況判断

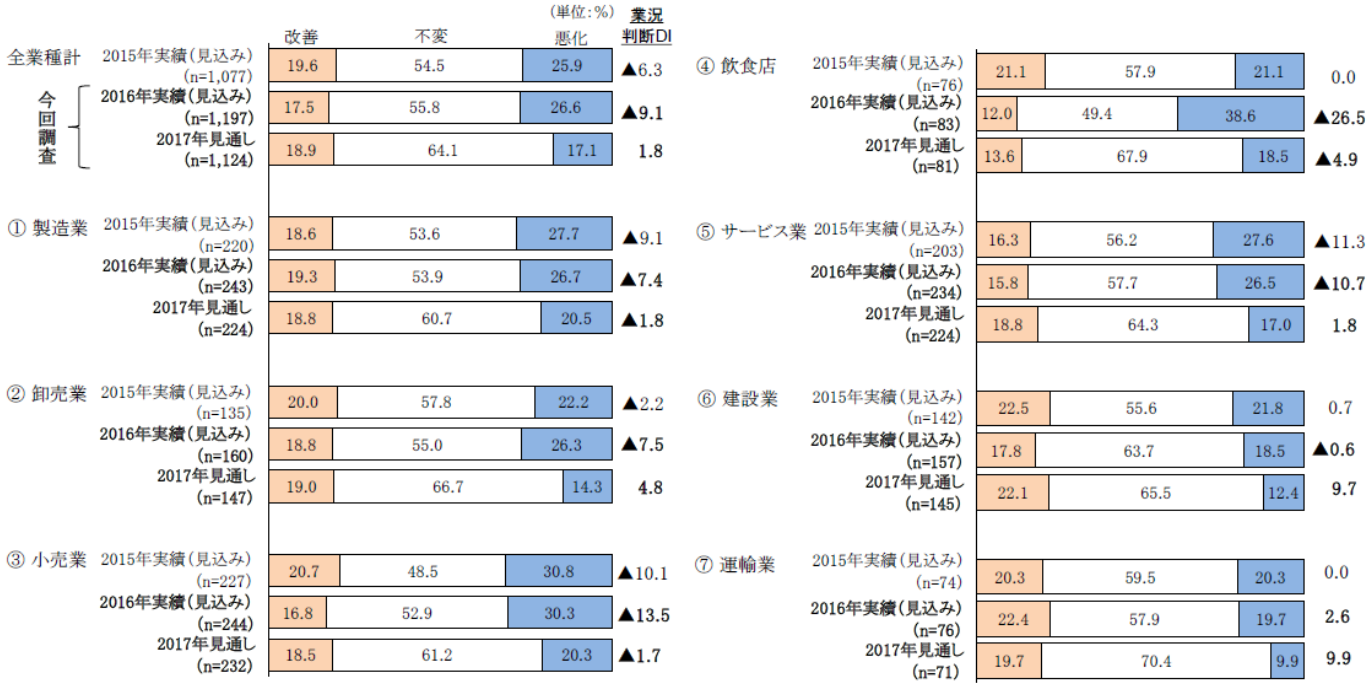

（注）1　DIは前年比で「改善」企業割合－「悪化」企業割合。
　　2　回答割合は四捨五入して表記しているため、合計が100にならない場合がある。

支援策の活用でビジネスチャンスを掴む！

中小企業支援策の活用ポイント

1.成長戦略の実現に向けた中小企業の課題

2.強化された中小企業支援策

3.中小企業が活用できる金融支援と助成制度

4.事業拡大のチャンスを活かした具体的事例

■参考文献
・『2020年の産業』（野村総合研究所著、東洋経済新報社）
・『2025年の巨大市場』（浅野祐一、木村駿共著）
・『中小企業ハンズオン支援事例集』（中小機構）

1 企業経営情報レポート

成長戦略の実現に向けた中小企業の課題

■ 中小企業・小規模事業者の競争力強化に向けた課題

政府は、中小企業・小規模事業者の成長分野への進出を支援し、2020年までに黒字事業者を70万社から140万社に増やすことを目標に掲げています。

その他にも、新たに１万社の海外展開の実現や、それぞれの地域に有する資源を活用し、それらをブランド化させて競争力を強化させることも目指しています。そして、経営者の高齢化により停滞している経営者交代の新陳代謝を促しています。

このように、中小企業・小規模事業者の競争力強化を図るために、国などからさまざまな支援策が打ち出されています。

◆中小企業・小規模事業者の競争力強化に向けた課題

- 地域資源の活用
- ブランド化
- 世代交代、経営者交代の促進
- 国内外への展開促進
- 申請手続きの簡素化
- 申請書類の削減、簡素化

■「日本再興戦略」に盛り込まれた中小企業支援策

政府は、デフレマインドを一掃するために大胆な金融政策を行った「第一の矢」、湿った経済を発火させるための機動的な財政政策を行った「第二の矢」を放つと同時に、TPP への交渉参加、電力システム改革、待機児童解消策などの手を打ってきました。

これらの「第一の矢」、「第二の矢」で作ったデフレ脱却への期待を一時的なものに終わらせないために、「第三の矢」としての成長戦略を打ち出したものが、2014 年６月 14 日に「日本再興戦略」として閣議決定されました。

政府は、この「第三の矢」である成長戦略によって、実質ＧＤＰがマイナスとなった日本経済を再び成長に向けて加速させ、新陳代謝を促し、成長分野への投資や人材の移動を促そうとしてきました。

経済の回復によって、企業の収益改善、従業員の給与アップ、および雇用増大という形で国民に経済回復効果を還元させ、消費増加や新たな投資を誘発するという好循環を作り出し、地域や中小企業・小規模事業者にも波及させることを狙いとしています。

このような日本経済の成長には、中小企業・小規模事業者への支援拡大による活性化が欠かせないとしており、その具体的な支援策は「日本再興戦略」に盛り込まれています。

2 企業経営情報レポート

強化された中小企業支援策

■ 中小企業が積極的に活用すべきさまざまな支援策

中小企業を支援するために、国や公的機関によるさまざまな支援策が講じられています。

各支援策が自社で活用可能かどうかをホームページ等で確認し、自社に該当する支援策については、積極的な活用を検討すると良いでしょう。

◆中小企業が活用できる支援策

資金面の支援	・創業融資制度 ・制度融資 ・研究開発補助 ・中小企業育成ファンド ・ものづくり基盤技術分野（12 分野）への金融支援 ・中小企業新事業活動促進法に基づく金融支援　など
相談事業	・専門家派遣事業による経営サポート ・よろず支援拠点での経営相談 ・両立支援アドバイザー派遣事業　など
販路拡大	・販路拡大コーディネート事業（中小機構） ・ビジネスマッチング（中小機構） ・行政による民間事業者の積極的活用　など
地域活性化支援	・地域商業自立促進事業（経済産業省） ・市街地活性化支援事業（中小機構）　など

■ 販路拡大の支援により中小企業をサポート

中小企業者が事業拡大を図るための販路拡大を望んでいても、そのルートや人脈が乏しい場合には、開拓が思うようにいかないというケースも見られます。

そこで、商工会議所による小規模事業者の全国展開支援や中小機構による各種展示会・商談会の開催、販路拡大へのコーディネートなどの支援策が講じられています。

◆販路拡大への支援策

- 特産品開発、観光開発およびその販路拡大（商工会、商工会議所）
- 地場産品の販売展示会や商談会等による販路拡大支援（中小機構）
- 販路拡大コーディネート事業（中小機構）
- 販路拡大サポート支援事業（中小機構）

3 企業経営情報レポート

中小企業が活用できる金融支援と助成制度

■ 新創業融資制度を活用で資金調達を可能にする

独立・開業を行った起業家の頭を悩ませるのは資金調達です。民間金融機関からの融資を受けるのに苦労するケースも聞かれます。比較的利用しやすい制度として、新たに事業を始める方や事業を開始して間もない方に無担保・無保証人でも利用可能な日本政策金融公庫の「新創業融資制度」があります。この制度のメリットをまとめると以下のとおりです。

◆ 新創業融資制度のメリット

- 融資姿勢が積極的である
- 最大 3,000 万円（うち運転資金 1,500 万円）まで無担保無保証、連帯保証人不要
- 融資実行までのスピードが速い
- 自己資金の割合が低くても融資が受けられる

◆ 新創業融資制度の利用要件

次の 1～3 のすべての要件に該当する方

1.創業の要件

新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を 2 期終えていない方

2.雇用創出、経済活性化、勤務経験または修得技能の要件（次のいずれかに該当する方）

(1)雇用の創出を伴う事業を始める方
(2)技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める方
(3)現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方で、次のいずれかに該当する方
　(ア)現在の企業に継続して 6 年以上お勤めの方
　(イ)現在の企業と同じ業種に通算して 6 年以上お勤めの方
(4)大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して 2 年以上お勤めの方で、その職種と密接に関連した業種の事業を始める方
(5)産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援事業を受けて事業を始める方
(6)地域創業促進支援事業による支援を受けて事業を始める方
(7)公庫が参加する地域の創業支援ネットワークから支援を受けて事業を始める方
(8)民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方
(9)既に事業を始めている場合は、事業開始時に(1)～(8)のいずれかに該当した方

3.自己資金の要件

事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない場合は、創業時において創業資金総額の 10 分の 1 以上の自己資金を確認できる方。（ただし、特定の要件を満たす場合は、自己資金要件を満たすものとします）

4 企業経営情報レポート

事業拡大のチャンスを活かした具体的事例

■ 中小機構の支援により新事業展開に成功した事例

中小機構では、本部と全国 9 地域本部において、経営課題を持ち、その解決に取り組むことで成長が見込める中小企業に対して、各分野で豊富な経験と実績を持つ専門家を長期継続的に派遣し、アドバイスを実施する経営支援（ハンズオン）を行っています。

このハンズオン支援では、担当のプロジェクトマネージャーやアドバイザーが当該企業のパートナーとして伴走し、きめ細かな対応を図りながら、継続した支援を行っており、これまでに数多くの支援実績を上げています。経営サポートを希望する中小企業者にとって、心強い存在です。

◆ 新事業を成功させたA社

業種：プラスチック製品製造業　　資本金：30 百万円
設立：昭和 46 年　　売上：1,414 百万円　　従業員：35 人

A社は、プラスチックスペーサー等の土木建築用資材分野では先行企業であり、比較的安定した業績を維持できていましたが、公共投資の減少が続く中、本事業のみでは持続的な成長を期待することは難しく、新たな成長事業の開拓を迫られていました。

そこで、中小機構の担当者とA社によるプロジェクトチームを立ち上げました。

このプロジェクトチームにより、品質向上の技術的な課題については、不均一な原料から安定的に高品質を得る製造技術の確立を図ることができました。

同時にプラスチック製品事業者として懸念していたプラスチックの廃棄による環境汚染についても、課題を解決しながら自社のプラスチック成型技術を活かした混合再生プラスチック新事業という新たな再生事業を創出することができました。

このように、A社はハンズオン支援を受けながら、現状把握からテスト、実施、評価、再テストのサイクルを通じて、品質と製造技術を飛躍的に向上させることができました。

ハンズオン支援は、自社だけではノウハウや経験が不足している場合において、専門的な経験を有するアドバイザーを得ることにより、技術的な課題を解決できるというメリットがあります。

今回、中小企業・小規模事業者に対する支援策の一部を紹介しました。

今後の自社にとって活用できる支援策については積極的にご活用いただき、自社の成長、発展につなげていただければ幸いです。

経営データベース

Question

Answer

ジャンル： 事業承継・相続 ＞ サブジャンル： 遺言書の活用

遺言書の種類

遺言書にはどんなものがありますか？

遺言は一般に、自筆証書遺言、秘密証書遺言、公正証書遺言の３種類があります。

遺言の効果が生じる時には、遺言者は既に死亡しており、その内容確認を出来ないため、法律で厳格な方式を定めています。遺言書は公正証書遺言をお勧めします。

（１）自筆証書遺言

遺言者が全文、日付、氏名を自書し、押印した遺言で、遺言の方式としてはもっとも簡易です。

（２）秘密証書遺言

遺言書が遺言証書に署名押印し、封筒に入れ、証書と同じ印章で封印します。

そして、これを証人２人以上の立会いのもと、公証人に提出し、自分の遺言書であること、氏名と住所を申述し、その封筒に公証人が遺言書の申述と日付を記載し、公証人、遺言者、証人が署名・押印する遺言です。

（３）公正証書遺言

証人２人以上の立会いのもと、遺言の内容を公証人に口頭で述べ、公証人が筆記したうえ、遺言者・証人に読み聞かせて、各人が署名・押印した遺言です。実際の作成にあたっては、公証人にあらかじめ下記を提出し、原則公証人役場にて、遺言書を作成することになります。

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成方法	本人が遺言の ・全文 ・日付（年月日） ・氏名等 を書き押印（認印可）する ワープロ、テープ不可	本人が口述し、公証人が筆記する ※必要書類 ・印鑑証明書 ・身元確認の資料 ・相続人等の戸籍謄本、登記簿謄本	本人が遺言書に署名捺印の後、遺言書を封じ同じ印で封印する。 公証人の前で本人が住所、氏名を記す。 公証人が日付と本人が述べた内容を書く。 ※ワープロ、代筆可
場所	自由	公証役場	公証役場
証人	不要	証人２人以上	公証人１人、証人２人
署名捺印	本人	本人、公証人、証人	本人、公証人、証人
家庭裁判所の検認	必要	不要	必要
長所	・証人の必要がない ・遺言を秘密にできる ・費用がかからない	・証拠能力が高い ・偽造の危険がない ・検認手続きが不要	・遺言の存在が明確 ・遺言の内容は秘密 ・偽造の危険がない
短所	・紛失、偽造の危険性 ・方式不備による無効 ・検認手続きが必要	・作成手続が煩雑 ・遺言を秘密にできない ・費用がかかる ・証人２人以上の立会い	・作成手続が煩雑 ・費用がかかる ・検認手続きが必要

1　遺言内容の概要　　2　財産リスト　　3　登記簿謄本
4　印鑑証明　　5　証人の氏名・住所・職業を記載した書面等

経営データベース

Question

Answer

ジャンル： 事業承継・相続 ＞ サブジャンル： 遺言書の活用

「良い遺言書」のポイント

「良い遺言書」を作成する上で押さえておくポイントは何ですか？

1. 自分の意思を明確に伝え、家族に理解される遺言であること

どのような遺産の分け方が最良なのか、答えは１つではないでしょう。周りの意見は参考にしても、振りまわされるのはよくありません。

●自分がどうしたいのかをはっきりさせ、家族に伝えることが大切です。しかし、一人よがりの押しつけは好ましくありません。家族のために一番良いと思う方法を考えましょう。

2. トラブルを生じさせない遺言であること

トラブルを防ぐための遺言であるにもかかわらず、実際のところ遺言が紛争の火種となるケースが少なくありません。

●例えば、特別な理由もなく（遺言者にはあっても、家族には分からず）、特定の相続人に極端に有利な内容となっているようなものです。疑心暗鬼のタネになりかねません。

3. 法的に有効な遺言であること

せっかくの遺言でも、遺言として認められなければ意味がありません。

●特別に難しいことを要求されているわけではありませんので、必要以上に身構えることはありません。基本ルールをしっかりとおさえて、ケアレスミスに注意することです。

4. 遺言執行者を指定しておくこと

遺産処理に関する遺言の場合、相続人の利害関係が交錯してスムーズに相続が進まないことがあります。また、遺言の内容によっては専門的な知識や経験が必要となるケースもあります。

●遺言執行者には、相続財産の管理・処分をはじめ、遺言の執行に必要な一切の行為を実行する義務と権利があります。この遺言執行者の指定は遺言でしかできません。

5. 付言事項を必ず付け加えること

遺産処理に関する遺言の場合、相続人の利害関係が交錯してスムーズに相続が進まないことがあります。また、遺言の内容によっては専門的な知識や経験が必要となるケースもあります。

●法定相続分と異なる相続分を指定する場合には、なぜそのようにしたのかという理由を付け加えることが、後に相続人同士がもめないためにも有効です。